

契約者サービスのご案内

T&D クラブオフ

「T&Dクラブオフ」とは？

宿泊やレジャー・ペット関連などのメニューを割安にご利用頂ける優待サービスです。
ご家族やご友人にも優待価格が適用されます。

※「T&Dクラブオフ」は、ペット&ファミリー少額短期保険と提携した、株式会社リラックス・コミュニケーションズが提供するサービスです。
ご利用サービスは、予告なく変更となる場合がございますので、ご利用の際は必ずホームページ等に掲載の利用方法・特典内容を十分ご確認ください。
※本サービスのお問い合わせ等については、直接「T&Dクラブオフ」までご連絡願います。

ペットと
泊まれる
ホテルも



宿泊



レジャー



グルメ



映画・カラオケ



ライフ

ワンニャン 相談室

「ワンニャン相談室」とは？

「ワンニャン相談室」は、ペットと暮らす上で日常的に発生する困ったことや知りたいことについてお答えする、
保険契約者様・被保険者様(飼い主様)限定のペット相談サービスです。
WEBを利用して専門資格を持つアドバイザーが様々な悩みを解決します。

※「ペット&ファミリーワンニャン相談室」は、ペット&ファミリー少額短期保険と提携した、株式会社リラックス・コミュニケーションズが提供するサービスです。
サービスの実施は、株式会社DNPデジタルコムによります。
※本サービスのお問い合わせ等については、直接「ワンニャン相談室」までご連絡願います。



しつけ



健康管理



お手入れ



病院紹介

相談料
無料

WEBによる 変更手続の受付

ご契約後は、当社ホームページ(PCサイトに限り)にて、
ペットの命名、住所などのご契約内容の変更・訂正などのお手続きができます。

※ご変更の内容によっては、当社ホームページでお手続きいただけないものもあります。

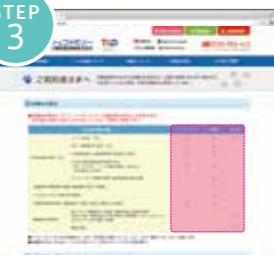
STEP
1



STEP
2



STEP
3



24時間
お手続き
可能

※画面は予告なく変更になる場合があります。

契約者サービスの詳細については、当社ホームページまたは、
ご契約成立後にお届けする保険証券に同封されているご案内をご覧ください。

大切な家族の
もしもに備える
ムリなくスリムな
ペット保険



お問い合わせ先：取扱代理店

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社は、T&D保険グループの一員です。
[引受保険会社]



〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号
TEL 0120-584-412
URL <http://www.petfamilyins.co.jp/>

げんき ペット保険
ナンバーワン Slim スリム

げんき ペット保険 ナンバーわん Slim スリム 3つのあんしん

🐾 あんしん1 🐾

病気・ケガの
治療費の70%を
終身継続で補償

※1、※2、※3

🐾 あんしん2 🐾

保険金の
支払回数制限なし、
1日あたりの
限度額もなし

※2

🐾 あんしん3 🐾

全国すべての
動物病院での
治療費が対象

※2

“手術”は もちろん、“入院”も“通院”も補償対象

※1 プラン70に加入した場合。ただし、保険期間中に受けた病気・ケガの治療に対し、保険金のお支払い限度額は70万円となります。また、1日あたり3,000円の免責金額(自己負担額)があります。
※2 保険金のお支払い対象と。ならない治療費がありますので、詳しくは「保険金をお支払いできない主な治療費」「重要事項説明書」等をご覧ください。
※3 保険期間は1年間です。継続の手続方法の詳細は、「継続の手続方法」をご覧ください。

2つのプランから選択できます

保険期間中に受けたケガや病気の治療に対し、
保険の対象となる治療費に補償割合を乗じた額をお支払いします。

	プラン70	プラン50
補償割合	70%	50%
保険金のお支払い限度額	700,000円	500,000円
1日あたりの免責金額※4	3,000円	3,000円

※4 免責金額は、入院の場合には入院日数分の金額分をまとめて控除し、通院の場合には治療日ごとにその金額を控除します。免責金額の日数カウント方法は、例えば1泊2日の入院であれば2日とカウントします。

保険金の 計算方法

例1 膝蓋骨脱臼で7日間入院し、手術したら
200,000円かかりました。

プラン70の場合 ※治療費すべてが保険の対象となる場合

治療費総額	200,000円
免責金額	21,000円
免責金額控除後の治療費総額	179,000円
自己負担額	3,000円×7日
お支払い保険金額	125,300円 (179,000円×70%)
自己負担額	74,700円

例2 肺炎で3日通院したら
80,000円かかりました。

プラン70の場合 ※治療費すべてが保険の対象となる場合
1日目:20,000円、2日目:20,000円、
3日目:40,000円の治療を実施

治療費総額	80,000円
1日目治療費	20,000円
2日目治療費	20,000円
3日目治療費	40,000円
免責金額控除後の治療費総額	17,000円
免責金額	3,000円
免責金額控除後の治療費総額	17,000円
自己負担額	3,000円
お支払い保険金額	49,700円 (17,000円×70%+17,000円×70%+37,000円×70%)
自己負担額	30,300円

例3 外耳炎で2日通院したら
6,000円かかりました。

プラン70の場合 ※治療費すべてが保険の対象となる場合
1日目:4,000円、2日目:2,000円の治療を実施

治療費総額	6,000円
1日目治療費	4,000円
2日目治療費	2,000円
免責金額控除後の治療費総額	1,000円
免責金額	3,000円
免責金額控除後の治療費総額	1,000円
自己負担額	3,000円×1日
お支払い保険金額	700円(1,000円×70%)
自己負担額	5,300円

※5 免責金額は、1日あたりの治療に対して控除します。2日目の治療費が2,000円の場合、免責金額3,000円を控除するため、治療費2,000円は全額自己負担になります。

保険料と犬種分類表

商品の特長

保険料と
犬種分類表

加入条件と
申込方法

保険金請求方法と
Q&A

保険料は月々**1,360円**から!
※小型犬1歳がプラン50(月払)に加入した場合

10歳以上の
保険料は**変動しないので安心!**
※今後の商品改定等により、保険料が変更となる場合があります

各プランの保険料

■は、新規加入できるペットの年齢となります

プラン70		加入タイプ ^{*2}				
ペットの年齢 ^{*1}	払込方法	小型犬 体重7.2kg以下	中型犬 体重19.8kg以下	大型犬 体重39.6kg以下	特大犬 体重39.6kg超	猫 体重制限なし
0歳	月払	1,790円	2,240円	2,870円	3,970円	1,690円
	年払	19,040円	24,380円	31,950円	45,150円	17,810円
1歳	月払	1,530円	1,820円	2,240円	2,960円	1,390円
	年払	15,870円	19,380円	24,370円	33,070円	14,230円
2歳	月払	1,640円	2,000円	2,510円	3,400円	1,590円
	年払	17,230円	21,520円	27,620円	38,250円	16,620円
3歳	月払	1,820円	2,270円	2,920円	4,050円	1,730円
	年払	19,280円	24,760円	32,530円	46,080円	18,280円
4歳	月払	2,140円	2,790円	3,700円	5,290円	1,830円
	年払	23,200円	30,930円	41,900円	61,010円	19,500円
5歳	月払	2,280円	3,000円	4,030円	5,820円	1,960円
	年払	24,850円	33,520円	45,830円	67,280円	20,990円
6歳	月払	2,440円	3,250円	4,160円	6,060円	2,060円
	年払	26,740円	36,500円	47,370円	70,220円	22,180円
7歳	月払	2,670円	3,620円	4,270円	6,280円	2,170円
	年払	29,550円	40,930円	48,700円	72,840円	23,600円
8歳	月払	2,950円	3,760円	4,440円	6,610円	2,320円
	年払	32,930円	42,620円	50,820円	76,780円	25,340円
9歳	月払	3,230円	3,870円	4,580円	6,870円	2,430円
	年払	36,210円	43,930円	52,450円	79,960円	26,670円
10歳~	月払	3,530円	4,000円	4,750円	7,190円	2,560円
	年払	39,910円	45,560円	54,480円	83,830円	28,170円

プラン50		加入タイプ ^{*2}				
ペットの年齢 ^{*1}	払込方法	小型犬 体重7.2kg以下	中型犬 体重19.8kg以下	大型犬 体重39.6kg以下	特大犬 体重39.6kg超	猫 体重制限なし
0歳	月払	1,550円	1,870円	2,320円	3,100円	1,480円
	年払	16,100円	19,910円	25,320円	34,750円	15,220円
1歳	月払	1,360円	1,570円	1,870円	2,380円	1,260円
	年払	13,830円	16,340円	19,910円	26,120円	12,660円
2歳	月払	1,440円	1,700円	2,060円	2,690円	1,410円
	年払	14,800円	17,870円	22,230円	29,820円	14,370円
3歳	月払	1,560円	1,890円	2,350円	3,160円	1,500円
	年払	16,270円	20,180円	25,730円	35,410円	15,560円
4歳	月払	1,800円	2,260円	2,910円	4,050円	1,580円
	年払	19,070円	24,590円	32,430円	46,080円	16,430円
5歳	月払	1,900円	2,410円	3,140円	4,420円	1,670円
	年払	20,250円	26,440円	35,230円	50,560円	17,490円
6歳	月払	2,010円	2,590円	3,240円	4,600円	1,740円
	年払	21,600円	28,570円	36,330円	52,650円	18,340円
7歳	月払	2,180円	2,850円	3,320円	4,750円	1,820円
	年払	23,610円	31,730円	37,280円	54,520円	19,350円
8歳	月払	2,380円	2,950円	3,440円	4,990円	1,920円
	年払	26,020円	32,940円	38,800円	57,340円	20,600円
9歳	月払	2,570円	3,030円	3,540円	5,180円	2,000円
	年払	28,360円	33,880円	39,960円	59,610円	21,550円
10歳~	月払	2,790円	3,130円	3,660円	5,410円	2,090円
	年払	31,010円	35,040円	41,420円	62,380円	22,620円

※1 保険期間の開始日時時点のペットの満年齢となります。10歳まではご継続時の年齢で保険料が変更になります。 ※2 犬の加入タイプ(小型犬・中型犬・大型犬・特大犬)は、ご加入時・ご継続時の体重で決まります。ただし、1歳未満の幼犬の場合は、「犬種分類表」を参考に、1歳時のおおよその予測体重で加入タイプをご選択ください。

犬種分類表(50音順)

犬種	加入タイプ	加入条件
小型犬^{*2} 体重 7.2kg以下	<ul style="list-style-type: none"> 【ア行】 アーフェンピンシャー、イタリヤングレイハウンド、オーストラリアンテリア、カニヘンダックスフンド、キングチャールズスパニエル、ケアンテリア 【カ行】 シーズー、ジャックラッセルテリア 【サ行】 チベタンズパニエル、チャイニーズクレステッドドッグ、チワワ 	<ul style="list-style-type: none"> 【ナ行】 日本テリア、ノーフォークテリア、ノーリッチテリア 【ハ行】 パーソンラッセルテリア、パピヨン、ビションフリーゼ、ブチブラバンソン、ブリュッセルグリフォン
中型犬^{*2} 体重 19.8kg以下	<ul style="list-style-type: none"> 【ア行】 アイリッシュテリア、アメリカンコッカースパニエル、イングリッシュコッカースパニエル、イングリッシュブルドッグ、ウイベット、ウエストハイランドホワイトテリア、ウェルシュコーギー、ウェルシュテリア 【カ行】 オーストラリアンキャトルドッグ、甲斐犬、キャバリアキングチャールズスパニエル、ケリーブルーテリア、コーイケルホンディエ、シーリハムテリア 【サ行】 シェットランドシープドッグ、四国犬 	<ul style="list-style-type: none"> 【ナ行】 柴犬、ジャーマンピンシャー、スキッパーキ、スコティッシュテリア、スタッフォードシャーブルテリア、スタンダードダックスフンド、スピッツ 【ハ行】 ダンディディンモントテリア、チベタンテリア 【マ行】 バグ、パセンジー、ビーグル、ファラオハウンド、プーリー 【ワ行】 フォックステリア、ブチバセットグリフォンバンデーン
大型犬^{*2} 体重 39.6kg以下	<ul style="list-style-type: none"> 【ア行】 アイリッシュセッター、アイリッシュレッドアンドホワイトセッター、秋田犬、アフガンハウンド、アメリカンスタッフォードシャーテリア、アラスカンマラミュート、イングリッシュセッター、イングリッシュポインター、エアデルテリア 【カ行】 オーストラリアンシェパード、オールドイングリッシュシープドッグ、カーリーコートドレトリバー、キースホンド、紀州犬、クランバースパニエル、グレイハウンド、ゴールデンレトリバー、コリー 	<ul style="list-style-type: none"> 【マ行】 マルチーズ、ミニチュアダックスフンド、ミニチュアピンシャー 【ヤ行】 ヨークシャーテリア 【ラ行】 ローシェン
特大犬^{*2} 体重 39.6kg超	<ul style="list-style-type: none"> 【ア行】 アイリッシュウルフハウンド、アメリカンキタ 【カ行】 グレートデン、グレートピレニーズ、コモンドール 【サ行】 ジャイアントシュナウザー、スコティッシュディアハウンド、スバニッシュマスティフ 	<ul style="list-style-type: none"> 【マ行】 ミニチュアシュナウザー、ミニチュアプードル、ミニチュアブルテリア 【ラ行】 ラサアプソ 【ワ行】 レークランドテリア、ワイヤーフォックステリア
	<ul style="list-style-type: none"> 【サ行】 サツマイグ、サモエド、サルキー、シベリアンハスキー、シャーペイ、ジャーマンシェパード、ジャーマンショートヘアードポインター、ジャーマンワイヤーヘアードポインター、ショートヘアードハンガリアンビズラ 【タ行】 タイリッジバックドッグ、ダルメシアン、チェサピークベイトリバー、チャウチャウ、ドーベルマン 【ナ行】 ノヴァスコシアダクトーリングレトリバー 	<ul style="list-style-type: none"> 【ハ行】 バセットハウンド、ハンタウェイ、ビレニアンシープドッグ、フラットコートドレトリバー、ブリアード、ブルテリア、ブルドッグ、ヘアデッドコリー、ベルジアンシェパードドッグ、グロネンダー、ベルジアンシェパードドッグ、タービュレン、ベルジアンシェパードドッグ、マリノア、ポーチュギーズウォータードッグ 【ラ行】 ボクサー、ボルゾイ、ホワイトシェパード 【ワ行】 ラブラドルレトリバー、ローデシアンリッジバック、ワイマラナー

加入条件と申込方法

商品の特長

保険料と
犬種分類表

加入条件と
申込方法

保険金請求方法と
Q&A

新規加入条件

ご加入できるペット	「犬・猫」 ①日本国内のご家庭で飼育かつ ②生後45日以上～満7歳以下 ※年齢は保険期間の開始日時時点の満年齢となります。
ご加入できないペット	①ペットショップ・ブリーダー等の売買目的の犬または猫(売買後の犬または猫は、ご加入できます。) ②闘犬・競争犬等の興行目的の犬または猫 ③警察犬・麻薬犬・救助犬・狩猟犬等の職業犬(盲導犬・聴導犬・介助犬等の身体障害者補助犬は、ご加入できます。) ④過去に、以下の病気と診断されたり、治療を受けたことのある犬または猫 ●悪性腫瘍(ガン) ●腎不全 ●糖尿病 ●肝不全・肝硬変 ●副腎皮質機能低下症・亢進症 ●甲状腺機能低下症・亢進症 ●免疫介在性溶血性貧血 ●巨大食道症(食道拡張症) ●膵外分泌不全 ●猫伝染性腹膜炎 ●猫白血病ウイルス感染症 ●猫免疫不全ウイルス感染症 ●特発性てんかん ●水頭症
その他の条件	原則として、 健康体であること が条件となります。お引受けに当たっては、告知内容等に対する引受審査を行います。引受審査の結果によっては、お引受けをお断りしたり、特定の病気についての保険金をお支払い対象外とすることを条件(特定疾病補償対象外特約)にお引受けする場合があります。(審査結果の内容について開示することはできません。)

保険金をお支払いする治療費

臨床獣医学上、一般的に認められている診断または治療処置方法で要した治療費で、具体的には右記のものをいいます。	①診察料(再診料を含みます) ②時間外診料 ③検査料 ④処置料 ⑤手術料 ⑥入院料 ⑦薬剤料 ⑧材料(包帯・ギプス等) ⑨医療器具使用料 ⑩保険金請求に必要な診断書等の作成料等
--	--

保険金をお支払いできない主な治療費

契約者・被保険者等の行為によるもの	●契約者・被保険者等の故意・重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じたケガ・病気 ●契約者・被保険者・獣医師等の不正行為による保険金請求 ●動物愛護及び管理に関する法律等に反する不適切な飼養・管理のために生じたケガ・病気
自然災害等によるもの	●地震・噴火・津波・風水害等の自然災害によって生じたケガ・病気 ●戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・核燃料物資等によって生じたケガ・病気
既往症・先天性疾患等	●初年度契約の保険期間の初日において既に生じていたケガ・病気(既往症) ●待機期間中に生じたケガ・病気 ●先天性・遺伝性疾患
予防可能な感染症	●過去1年以内に獣医師が指定する予防プログラムに従って正しく予防しなかったために発症した以下の感染症 【犬】犬糸状虫症(フィリア症)、ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルスII感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、コロナウイルス感染症、狂犬病 【猫】フィリア症、汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎(ヘルペス)、白血病ウイルス感染症(FeLV)、クラミジア
この保険制度上、補償対象外となるケガ・病気	●猫免疫不全ウイルス(FIV)感染症(猫エイズ) ●傷病名が特定されないケガ・病気
この保険制度上、ケガ・病気にあたらないもの	●臍ヘルニア・そけいヘルニア・停留嚢丸・乳歯遺残(不正咬合を含みます)・偽妊娠●健康回復のために必要な治療である場合は保険金のお支払い対象となります ●交配・妊娠・出産・早産・流産※帝王切開については、緊急性を伴うものである場合は保険金のお支払い対象となります ●介護および介助
予防医療等	●健康診断、 症状を伴わず実施の検査 ●疾病予防のための検査・投薬 ● 予防接種(ワクチン接種) ● 健康体に行われた処置(肛門腺しぼり、爪切り、耳そうじ、まつげ抜き等) ●マイクロチップの挿入
この保険制度上、治療に該当しないもの	●断尾・断耳 ●声帯除去 ●美容整形手術(歯列矯正を含みます) ●爪除去(狼爪除去を含みます) ●避妊手術・去勢手術 ●歯石除去 ●安楽死
この保険制度上、治療目的であっても対象外のもの	● 健康補助食品・サプリメント、処方食、医薬部外品 ●漢方、温泉療法、酸素療法、中国医学(鍼・灸を含みます)、インド医学、ハーブ療法、ホメオパシー、アロマセラピー、免疫療法等の代替医療 ●自宅で使用するシャンプー・イヤークリーナー・スキンコンディショナー等(医薬品および医薬部外品を含みます) ※獣医師が通常の治療の一環として、動物病院で行った薬浴は保険金のお支払い対象となります ●ノミ・ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用※毛包虫(アカラス・ニキビダニ)、皮膚疥癬(ミミヒゼンダニ・耳ダニを除きます)の駆除費用は保険金のお支払い対象となります
治療付帯費用	●カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料 ●ペットの移送費 ●親犬・親猫が新生仔の付添に要した費用 ●各種証明書類の作成・郵送費用※保険金請求に必要な診断書等の作成費用は保険金のお支払い対象となります ●医薬品の郵送費用 ●葬儀費または埋葬費等のペットの死後に要した費用

保険金を条件付きでお支払いできる治療費

※以下については、病院の診断内容と一般獣医学情報等により総合的に保険金支払の可否を判断いたします。

外部寄生虫の駆除費用 毛包虫(アカラス・ニキビダニ)、皮膚疥癬(ミミヒゼンダニ・耳ダニを除く)の駆除の場合	乳歯遺残の抜歯費用 乳歯遺残が直接的な原因となった傷病があり、その治療として実施した場合	股関節脱臼・膝関節脱臼・膝蓋骨脱臼(亜脱臼を含む)の治療費 ご加入後に発症した傷病であり(先天性含む)、その治療として実施した場合
停留嚢丸の摘出費用 腫瘍化(もしくはそれを疑う所見)があり、その治療として実施した場合	臍ヘルニア・そけいヘルニアの治療費 病化(腹膜炎や壊死等)しており、その治療として実施した場合	帝王切開費用 緊急性を伴う状態であり、その治療として実施した場合

ペット保険の申込方法と保険期間の開始日スケジュール

オンライン加入の場合 詳しくは、資料請求をされた代理店またはペット&ファミリーのホームページでご確認ください。	申込書(郵送)の場合 詳しくは、同封のペット保険資料のご案内をご確認ください。																								
補償開始日 お申込み手続きが完了した日の翌日から補償開始	補償開始日 毎月15日までに取扱代理店またはペット&ファミリーに到着した場合、翌月1日から補償開始																								
申込日 10/1 保険期間の開始日 10/2 例: 10月1日にお手続きが完了した場合 0時 補償開始 開始日から「待機期間」があります。	申込書類提出 10/1 到着 10/15 保険期間の開始日 11/1 例: 10月1日に申込書類提出、10月15日までに到着した場合 0時 補償開始 開始日から「待機期間」があります。																								
げんきナンバーワンスリムには、初年度契約に限り、保険金をお支払いできない(保険の対象とならない)以下の待機期間があります。																									
<table><tr><th>ケガ</th><th>待機期間(15日間)</th><th>16日以降に発生したケガが保険金支払の対象</th></tr><tr><th>病気(ガンを除く)</th><th>待機期間(30日間)</th><th>31日以降に発症した病気が保険金支払の対象</th></tr><tr><th>ガン</th><th>待機期間(90日間)</th><th>91日以降に発症したガンが保険金支払の対象</th></tr><tr><th>既往症</th><th>保険期間の開始日前、待機期間中に既に生じていたケガ・病気は保険金支払の対象外</th><td></td></tr></table>	ケガ	待機期間(15日間)	16日以降に発生したケガが保険金支払の対象	病気(ガンを除く)	待機期間(30日間)	31日以降に発症した病気が保険金支払の対象	ガン	待機期間(90日間)	91日以降に発症したガンが保険金支払の対象	既往症	保険期間の開始日前、待機期間中に既に生じていたケガ・病気は保険金支払の対象外		<table><tr><th>ケガ</th><th>待機期間(15日間)</th><th>16日以降に発生したケガが保険金支払の対象</th></tr><tr><th>病気(ガンを除く)</th><th>待機期間(30日間)</th><th>31日以降に発症した病気が保険金支払の対象</th></tr><tr><th>ガン</th><th>待機期間(90日間)</th><th>91日以降に発症したガンが保険金支払の対象</th></tr><tr><th>既往症</th><th>保険期間の開始日前、待機期間中に既に生じていたケガ・病気は保険金支払の対象外</th><td></td></tr></table>	ケガ	待機期間(15日間)	16日以降に発生したケガが保険金支払の対象	病気(ガンを除く)	待機期間(30日間)	31日以降に発症した病気が保険金支払の対象	ガン	待機期間(90日間)	91日以降に発症したガンが保険金支払の対象	既往症	保険期間の開始日前、待機期間中に既に生じていたケガ・病気は保険金支払の対象外	
ケガ	待機期間(15日間)	16日以降に発生したケガが保険金支払の対象																							
病気(ガンを除く)	待機期間(30日間)	31日以降に発症した病気が保険金支払の対象																							
ガン	待機期間(90日間)	91日以降に発症したガンが保険金支払の対象																							
既往症	保険期間の開始日前、待機期間中に既に生じていたケガ・病気は保険金支払の対象外																								
ケガ	待機期間(15日間)	16日以降に発生したケガが保険金支払の対象																							
病気(ガンを除く)	待機期間(30日間)	31日以降に発症した病気が保険金支払の対象																							
ガン	待機期間(90日間)	91日以降に発症したガンが保険金支払の対象																							
既往症	保険期間の開始日前、待機期間中に既に生じていたケガ・病気は保険金支払の対象外																								
申込条件 下記条件①・②ともに満たさない場合、オンラインでのお申込みはできません。おそれいりますが、申込書(郵送)にてお申込みください。 ①申込時点で治療中や経過観察中の病気・ケガの症状がないこと ②過去6ヶ月以内に予防目的以外での治療を受けていないこと	申込条件 毎月15日までに取扱代理店またはペット&ファミリーに到着した場合、翌月1日から補償開始 告知内容の審査により、ご加入できないことがあります。																								
支払方法 クレジットカード ※契約者ご本人が名義人となる個人名義のクレジットカードに限りです	払込方法 月払・年払																								
支払方法 クレジットカード 口座振替	払込方法 月払・年払																								

継続の手続き方法

「継続の中止」や「契約内容の変更」のご連絡がなかった場合は、ご契約が自動的に継続となります。

自動継続	保険期間の終了月の2ヶ月前の初日までにお届けする案内書類に対し、保険期間の終了月の1ヶ月前の初日までに「継続の中止」や「契約内容の変更」のご連絡がなかった場合は、お届けした案内書類に記載された契約内容で、ご契約が自動的に継続となります。そのため、「継続の中止」や「契約内容の変更」をご希望される場合は、保険期間の終了月の1ヶ月前の初日までに、契約者ご本人より書面にて必ず当社までご連絡ください。なお、「継続の中止」や「契約内容の変更」をご希望されない場合は、ご連絡いただく必要がありません。
-------------	---

☑ 保険金請求方法のご案内

全国すべての動物病院での治療が対象となります。

保険金請求をする前に用意・確認する事項:

① 保険証券 ② 保険金請求書兼同意書 (署名・保険金受取口座・診断名等) ③ 診療明細書付き領収書の原本

・動物病院で治療を受けられたら、治療費用をいったん全額お支払いください。
・その際、診療明細の分かる領収書を必ず発行していただきお受け取りください。



WEBでの受付の場合



当社ホームページへアクセスし、「ご契約者様へ > 保険金のご請求」よりログイン
<http://www.petfamilyins.co.jp/>

必要事項入力後にご自身で書類を印刷

お電話での受付の場合



【受付時間】 平日 9:00~17:00
0120-584-412
お電話の前に保険証券をご準備ください。
※音声ガイダンスに従ってお手続きください。
※回線が混み合い繋がりにくい場合があります。

電話受付後に当社より必要書類を発送

必ず必要な書類

- ① 保険金請求書兼同意書 (WEB受付で印刷したもの)
- ② 領収書の原本 (診療明細書付)

場合により必要な書類

- 病理組織学的検査結果の写し
- ワクチン接種証明書の写し

保険金請求書類の送付

必ず必要な書類

- ① 保険金請求書兼同意書 (当社より送付したもの)
- ② 領収書の原本 (診療明細書付)

場合により必要な書類

- 病理組織学的検査結果の写し
- ワクチン接種証明書の写し

保険金請求書類の送付

お支払い

完備された必要書類が全て当社に到着した日から、20日以内に被保険者(飼主)様の指定口座に保険金をお支払いします。

☑ 契約に関するQ&A

Q.1 ペットの正確な誕生日が分からないのですが、加入できますか。

A.1 誕生日を推定のうえでご加入できます。ただし、保険金請求時などに推定の満年齢が異なっていたことが判明したときは、満年齢を訂正いただくとともに、状況によりご契約をお断りしたり保険料の変更をお願いする場合があります。なお、誕生日の確認方法には、「血統書、予防接種・ワクチン接種証明書などでご確認いただく方法」と「かかりつけの動物病院にご確認いただく方法」などがあります。

Q.2 生後5ヶ月の犬を購入しました。満1歳未満なので、犬種分類表で判断して小型犬で加入しましたが、継続時に小型犬の体重限度(7.2kg)を超えてしまった場合、2年目の保険料はどうなりますか？

A.2 2年目以降の保険料は、毎年のご継続時の実際の体重に基づいて加入タイプ(小型犬・中型犬・大型犬・特大犬)が決まるため、中型犬の保険料が適用されます。なお、保険期間(1年間)の途中で、加入タイプ毎の体重限度を上回ったり下回ったりした場合であっても、その保険期間(1年間)においては、加入タイプの変更は行いません。

Q.3 保険料の支払いについて、口座振替払からクレジットカード払に変更できますか？

A.3 口座振替払からクレジットカード払、クレジットカード払から口座振替払にご変更されることは、保険期間(1年間)の途中ではできませんが、毎年のご継続時であれば可能です。毎年のご継続時に契約者ご本人より当社までご連絡ください。なお、年払から月払、月払から年払へのご変更も同じです。

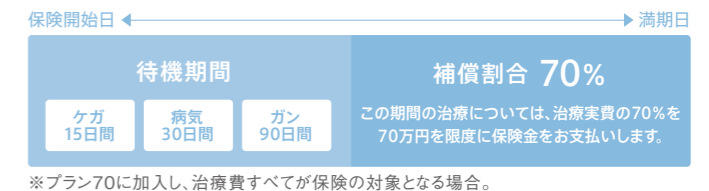
Q.4 保険契約を継続しなかった場合、前年度の保険期間中に受けたケガや病気の継続治療費は保険金の支払対象となりますか？

A.4 保険契約を継続しなかった場合、前年度の保険期間中に受けたケガや病気と同一のケガ・病気の継続治療であっても、保険期間終了後の治療については、保険金をお支払いできません。

☑ 保険金請求に関するQ&A

Q.1 保険金の支払いがされない期間を教えてください。

A.1 初年度のご契約に限り、右図のように待機期間内において発生した病気・ケガについては、保険金のお支払い対象外となります。
※既往症と同じ扱いになります。



Q.2 1泊2日入院した場合、免責金額はどうなりますか？

A.2 1泊2日入院した場合は2日とカウントし、2日分の免責金額*が控除されます。また、深夜11時に急患で通院し、翌早朝退院した場合も2日とカウントし、2日分の免責金額*が控除されます。
※免責金額3,000円×2日=6,000円

Q.3 保険金の請求をしたところ「保険料のお支払いを確認してから、保険金のお支払いを致します。」との通知が届きましたが、どういうことですか？

A.3 初回保険料のお支払い前、もしくは前月までに未払いの保険料があった場合にその旨をご案内させていただいております。保険料のお支払いを確認でき次第、保険金のお支払いの手続きをさせていただいております。
※お振替済であっても、当社で保険料の振替等の結果が確認できていない場合にも同様のご案内をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

Q.4 夕方から咳が止まらず、夜間救急病院に連れて行き、検査の結果「気管支炎」と診断され、注射と投薬を受けました。保険金の支払い対象になりますか？

A.4 本来の診療時間外にかかりつけの動物病院にかかった場合や、夜間専門動物病院にかかった場合であっても、割増診察料を含めて、保険金のお支払い対象となります。

Q.5 異物を飲み嘔吐を繰り返し、病院のレントゲン検査で異物が確認されました。麻酔下で内視鏡による摘出を行いました。保険金の支払い対象になりますか？

A.5 この摘出処置は、通常の治療行為に該当しますので保険金のお支払い対象となります。